天童市告示第　　号

天童市赤ちゃんの駅設置事業実施要綱を次のように定める。

平成３０年　　月　　日

天童市長　山　本　信　治

天童市赤ちゃんの駅設置事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内に設置される赤ちゃんの駅を公表することにより、乳幼児連れの親子が安心して外出できる環境の整備を図り、もって地域社会全体で子育てを支えるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　赤ちゃんの駅　授乳又はおむつ替えのいずれか一方又はその両方ができる場所で、利用者が無料で利用できるものであり、市が設置するもの及び第５条の規定により登録されたものをいう。

(2)　施設　市内の公共施設、商業施設その他不特定多数の人が利用するものであって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

　ア　暴力団又は暴力団員と関係のある法人等が運営するものでないこと。

　イ　公序良俗に反し、又はそのおそれがあるものでないこと。

　ウ　宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。

（利用対象者）

第３条　赤ちゃんの駅を利用できる者は、原則として授乳又はおむつ替えを目的とする乳幼児及びその保護者とする。

（登録要件）

第４条　赤ちゃんの駅として市に登録を申し込むことができる施設は、次の各号に掲げる場所のいずれかを提供できる施設であることとする。

　(1)　授乳のための場所　四方を隔壁で仕切られた部屋又はパーテーションで仕切られたスペース等利用者が外部の目を気にせず授乳できる場所をいう。

　(2)　おむつ替えのための場所　ベビーベッドが設置されている場所又は畳敷きの場所等でおむつ替えができる場所をいう。

（登録方法等）

第５条　赤ちゃんの駅として施設の登録を希望する者は、天童市「赤ちゃんの駅」登録・掲載申込書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による申込みを受けた場合は、施設の調査を行う等その内容を審査し、前条に規定する登録要件を満たすと認めるときは、赤ちゃんの駅として当該施設を登録するものとする。

（表示等）

第６条　赤ちゃんの駅の管理者（以下「施設管理者」という。）は、赤ちゃんの駅の目印として、市長が交付するステッカーを当該赤ちゃんの駅の利用者の目に付きやすい場所に掲示するよう努めなければならない。

２　ステッカーの掲示及び管理は、施設管理者が行う。

（利用可能日及び利用時間）

第７条　利用可能日及び利用時間は、施設管理者が決定する。ただし、施設管理者の判断により、臨時に利用を制限することができる。

（運営及び管理）

第８条　施設管理者は、次に掲げる事項に努め赤ちゃんの駅を運営し、及び管理するものする。

　(1)　事故、盗難、不審者の侵入等を防止するための安全対策について十分に配慮すること。

(2)　提供する場所は、清掃、換気、保温及び衛生面等について配慮し、良好な状態で利用できるよう努めること。

　(3)　出入口等登録施設の内外で設備の場所等の案内表示を行うよう努めること。

（利用の制限等）

第９条　施設管理者は、赤ちゃんの駅の利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を拒み、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

　(1)　利用者の安全性の確保又は赤ちゃんの駅の適正な衛生管理を行う上で重大な支障があるとき。

　(2)　利用者が施設管理者の指示に従わなかったとき。

　(3)　前２号に掲げるもののほか、赤ちゃんの駅の管理上支障があるとき。

（利用者の責務等）

第１０条　利用者は、赤ちゃんの駅を利用する場合は、次に掲げる事項の順守に努めるものとする。

　(1)　施設管理者が行う安全性の確保や適正な衛生管理に協力すること。

(2)　おむつ等のごみは、原則として利用者が持ち帰ること。ただし、赤ちゃんの駅が専用のごみ箱を用意する場合は、この限りではない。

(3)　前２号に掲げるもののほか、施設管理者が赤ちゃんの駅を管理する上で行う指示に従うこと。

（公表）

第１１条　赤ちゃんの駅の名称、位置、利用可能な設備、日時等の情報は、市のホームページ等で公表するものとする。

２　市長は、登録された施設が赤ちゃんの駅以外に子育て応援宣言等の子育て支援の取組を行っている場合は、登録された情報にあわせて市のホームページ等で紹介することができる。

（実施状況の報告等）

第１２条　市長は、施設管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

（登録の変更又は廃止）

第１３条　施設管理者は、登録された内容に変更が生じるとき又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、天童市「赤ちゃんの駅」登録・掲載の変更・廃止届（様式第２号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、登録された施設が第２条第２号に掲げる要件に反すること又は第４条に規定する登録要件を満たさないことが明らかになった場合は、登録を廃止することができる。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成３０年　　月　　日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

天童市「赤ちゃんの駅」登録・掲載申込書

　　年　　月　　日

天童市長

団体名

所在地

代表者名　　　　　　　　　　　　　㊞

（連絡先：　　　　　　　　　　　　　　）

　次の施設について、天童市「赤ちゃんの駅」として情報の登録・掲載を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 住　所（担当者・連絡先） | （　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　） |
| 施設の区分 | 公共施設・買い物・飲食・宿泊・子育て支援施設・保育園等その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 提供設備及び内容 | １　授乳の場所の提供 | □　授乳専用個室があります□　空室利用で提供できます |
| ２　おむつ替えの場所の提供 | □　おむつ替え台、ベビーベッド等があります□　空室利用で提供できます |
| 利用可能日及び利用時間（＊対応可能な日及び時間を記入してください。）・利用可能な曜日：月・火・水・木・金・土・日（　　　　　　）・午前・午後　　　時　　分から午前・午後　　時　　分まで・午前・午後　　　時　　分から午前・午後　　時　　分まで・定休日： |
| 駐車場の有無有り（　　　　　台）・無し |
| 子育て応援宣言等 | 貴社の取組を紹介させていただきますので、記載してください。 |
| ホームページアドレス |  |

※　御記入いただき、ありがとうございました。

　　御記入いただきました内容は、ホームページに掲載されますので、御了承ください。

様式第２号（第１３条関係）

天童市「赤ちゃんの駅」登録・掲載の変更・廃止届

　　年　　月　　日

天童市長

団体名

所在地

代表者名　　　　　　　　　　　　　㊞

（連絡先：　　　　　　　　　　　　　　）

　次の施設について、天童市「赤ちゃんの駅」としての登録・掲載の（変更・廃止）を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 住　所（担当者・連絡先） | （　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　） |
| 施設の区分 | 公共施設・買い物・飲食・宿泊・子育て支援施設・保育園等その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 提供設備及び内容 | １　授乳の場所の提供 | □　授乳専用個室があります□　空室利用で提供できます |
| ２　おむつ替えの場所の提供 | □　おむつ替え台、ベビーベッド等があります□　空室利用で提供できます |
| 利用可能日及び利用時間（＊対応可能な日及び時間を記入してください。）・利用可能な曜日：月・火・水・木・金・土・日（　　　　　　）・午前・午後　　　時　　分から午前・午後　　時　　分まで・午前・午後　　　時　　分から午前・午後　　時　　分まで・定休日： |
| 駐車場の有無有り（　　　　　台）・無し |
| 特記事項 | 変更内容又は廃止理由を記載してください。 |

※　御記入いただき、ありがとうございました。

　　御記入いただきました内容は、ホームページに掲載されますので、御了承ください。

**子育て応援宣言（例）**

**１　育児休業が取得しやすい環境づくり**

　①　社内報への掲載、管理職員研修の実施により、育児休業制度の周知、取得の促進に努めます。

　②　育児休業中の代替要員を確保します。

　③　育児休業を３歳まで取得できるようにします。

　④　２年間で男性の育児休業１人以上の取得を推進します。

　⑤　事業所内託児室を設置します。

**２　育児休業期間中に職場とのコミュニケーションが取れる仕組みづくり**

　①　社内報の送付や定期的な情報交換を行い休業中の不安をやわらげるようコミュニケーションを図ります。

　②　休業中の社員にインターネットによるスキルアッププログラム（ビジネス講座、育児情報提供、職場とのメール交換等）を導入します。

**３　円滑な職場復帰に向けたサポートの実施**

1. 休業中の社員の職場復帰に向けた研修（商品知識、企業情報等）を実施します。

　②　在宅講習、職場復帰直後研修など「職場復帰プログラム」を実施します。

　③　職場復帰１ヶ月前に勤務の短縮時間、土日勤務の可否、子どもの預け先等きめ細かな相談を実施し配属先を決定します。

**４　職場復帰後の弾力的な勤務時間の配慮**

　①　中学校就学前の子を養育する社員に子の看護休暇を認めます。

　②　保育所送迎、通院等家族のための半日単位、時間単位の休暇を認めます。

　③　育児期間中の在宅勤務制度を導入します。

　④　短時間勤務中の賞与の減額をせず通常どおり支給します。

**５　その他の両立支援**

　①　毎週○曜日は「ノー残業デー」を導入します。

　②　１年間に３回の「授業参観休暇」を認めます。

　③　小学生を養育する社員を対象に夏休み期間の一部を短時間勤務可能とします。

　④　出産・育児で一旦退職した社員を再雇用する制度を導入します。

　⑤　必要なときに子連れ出勤を認めます。

　⑥　子どもの学校行事に参加するための年休取得を推奨します。

　⑦　育児のための急な休みにも対応できる業務体制づくりを進めます。

この例にとらわれず、貴社の実情に応じた取り組みを宣言してください。